

『大口定期預金 [自由金利型定期預金] 』
『スーパー定期 [自由金利型定期預金(M型)] 』利息分割型の利息支払方法
(新規のお取扱いは2003年3月31日にて終了いたしました)

1. 預入日(継続をしたときはその継続日。)の1年後(または2年後、3年後、4年後、5年後)の応当日を満期日とした大口定期預金およびスーパー定期(以下「この預金」といいます。)の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割してあらかじめ指定された預金口座に入金する利息分割型の利息の支払いは次によります。
 - ①利息の支払いは、1か月ごと、2か月ごと、3か月ごと、6か月ごとの期間が指定できます。
 - ②利息支払日は、上記①の指定により預入日(前回の利息支払日)の1か月ごと(または2か月ごと、3か月ごと、6か月ごと)の応当日になります。
 - ③預入日(前回の利息支払日)から利息支払日の前日までの日数について、証書表面(または通帳)記載の利率により算出した利息を利息の一部として指定口座に入金します。
 - ④上記③の利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金が自動継続式の場合は、利息の残額のみ満期日に指定口座に入金します。
2. 前記1の利息が指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳(または証書)とともに当店に提出してください。
3. この預金を後記4により満期日前に解約する場合、利息分割型の利息が支払われている場合には、その支払額合計と期限前解約利息との差額を清算します。
4. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

以 上

2020年4月1日現在